

地域生活支援拠点事業の概要

1. 事業の制度的位置づけ

(1) 障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第 77 条第 3 項 4 項 市町村による「地域生活支援事業」の実施について言及

(2) 地域生活支援事業

障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に合わせた柔軟な事業形態により実施する事業。

①地域生活支援事業実施要綱 市町村任意事業

1 日常生活支援に関する事業 (5) 地域移行のための安心生活支援

障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

②地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施要項

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急時に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的とする。

(3) 船橋市での整備の経過

平成18年度	・厚労省告示にて、平成29年度末までに各市町村等において、少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備することを基本的方針として明示される
平成26年度	・第4期船橋市障害福祉計画にて、地域生活支援拠点等の詳細が示され次第その整備についての検討を行う旨を記載
平成28年度	・自立支援協議会にて、地域移行・福祉サービス部会での地域生活支援拠点事業の議論について諮り、正式に決定
平成29年度	・課内プロジェクトの発足 ・地域移行・福祉サービス部会の下部組織としてWGを発足 ・第5期船橋市障害福祉計画及び第1期船橋市障害児福祉計画にて平成32年度末までの地域生活支援拠点事業の実施を目標として記載
平成30年度	・自立支援協議会にて地域移行・福祉サービス部会より提言を受け、委託内容を検討 ・事業者選定方式を公募型プロポーザルで実施することを決定 ・受託法人の募集、プロポーザルにて複数年度契約第1期の受託法人を社会福祉法人大久保学園に特定
令和元年度	・拠点準備委員会の開催（愛称の決定、周知用チラシの作成） ・要綱の制定 ・事業所・市民向け説明会の実施
令和3～ 4年度	・第2期（令和4年度～令和7年度）プロポーザルの実施 ・受託法人を社会福祉法人 大久保学園に特定
令和6年度	・報酬改定⇒地域生活支援拠点再整備開始
令和7年度	・第3期（令和8年度～令和10年度）プロポーザルの実施

2. 事業の概要**(1) 地域生活支援拠点の目的**

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものである。

具体的には、(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援することを目的とする。

(2) 地域生活支援拠点の4つの役割

①相談（緊急性のある相談・緊急時に備えた相談）

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

②緊急時の受け入れ対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場の提供

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

(3) 障害福祉サービス事業所による事業所登録

地域生活支援拠点の4つの機能の一部を担う事業所は「拠点登録事業所」として市に対して登録の届出を出すことができる。

上記届出を行うことで、緊急時等の対応に応じて通常サービス報酬に所定の加算を算定することができる。

登録の届出にあたっては、地域生活支援拠点の整備に係る現状や課題の共有や、連携方法の示し合わせを目的に、市と事前協議を行う。

(4) 拠点登録事業所の役割

地域生活支援拠点の4つの役割の実施のため、拠点登録事業所は拠点関係機関との連携担当職員1名以上配置し、平時からの情報連携の整備に努める。

(5) 利用者の事前登録

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録することで、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、スムーズに必要な支援につなげる。

(6) 拠点コーディネーターの役割

①緊急時を中心とした 相談支援の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援体制の構築 ・利用者の事前登録 ・緊急時に必要なサービスのコーディネート ・相談支援
②短期入所事業所等の 受け入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所をはじめとするサービス事業所との連携体制の構築 ・平時からの緊急受け入れに対する体制づくり ・受入調整や医療機関との連携
③地域移行のための 関係機関と相談支援事業所 との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各相談支援事業所と施設や精神科病院との橋渡し ・施設、病院の地域移行担当職員との情報連携 ・体験的なサービス利用 ・地域移行への調整

3. 船橋市における地域生活支援拠点の整備状況

(1) 「あんしんねっと船橋」



① コーディネーター業務

- ・ 365日24時間の緊急対応支援
- ・ 緊急対応後の出口支援
- ・ 事前登録の啓発及び受付
- ・ 支援困難事例の共有
- ・ 緊急時に備えた相談受付
- ・ 拠点運営委員会への参画
- ・ 短期入所の体験の機会・場の提供
- ・ 緊急受入れ障害者等への日中活動の場の提供

② GH連協の事務局業務

- ・ 空き情報・待機者情報等の収集及び提供
- ・ グループホーム事業者向け勉強会等の企画及び運営
- ・ グループホーム見学会等の実施
- ・ グループホームの体験の機会・場の提供
- ・ 市内グループホームの新規立ち上げ運営支援

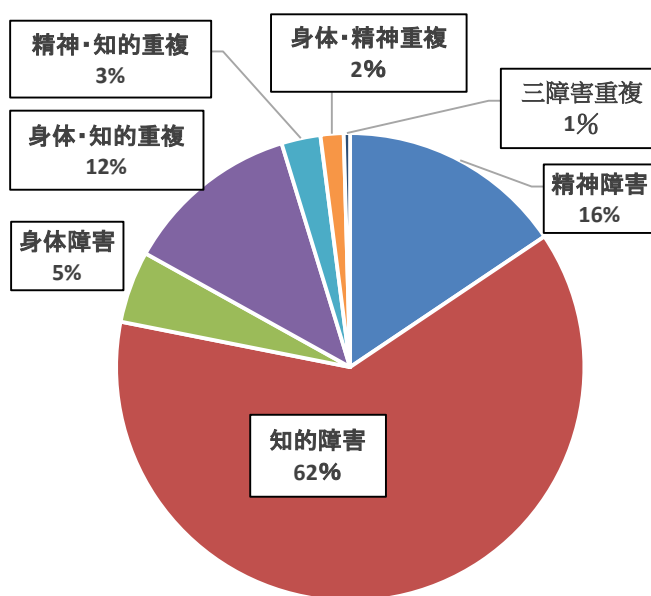
(2) 事業所登録の状況

サービス種別	登録事業所数 (重複有)
指定・一般相談支援	12
訪問系サービス（居宅介護・重訪・同行援護・行動援護）	1
自立生活援助	1
短期入所	9
施設入所支援	2
日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行・就A、B）	5
合計事業所数	30

(令和7年4月1日時点)

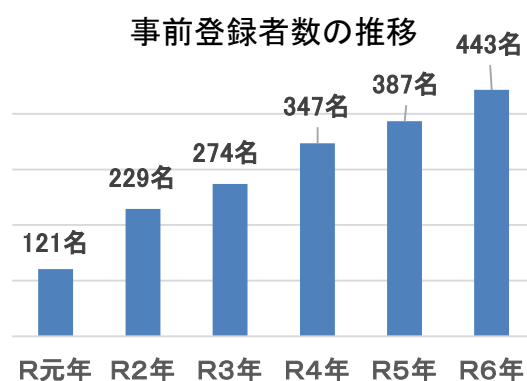
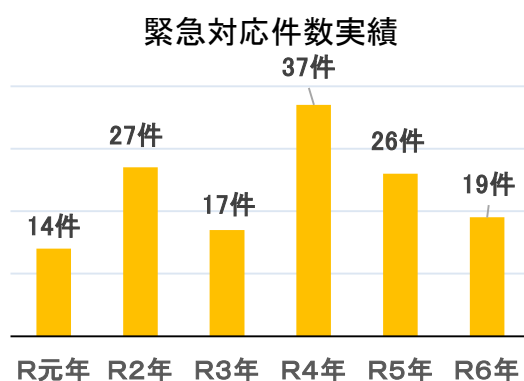
(3) 利用者の事前登録の状況

障害種別	登録者数
精神障害	69人
知的障害	277人
身体障害	22人
身体・知的重複	54人
精神・知的重複	12人
身体・精神重複	7人
三障害重複	2人
合計	443人

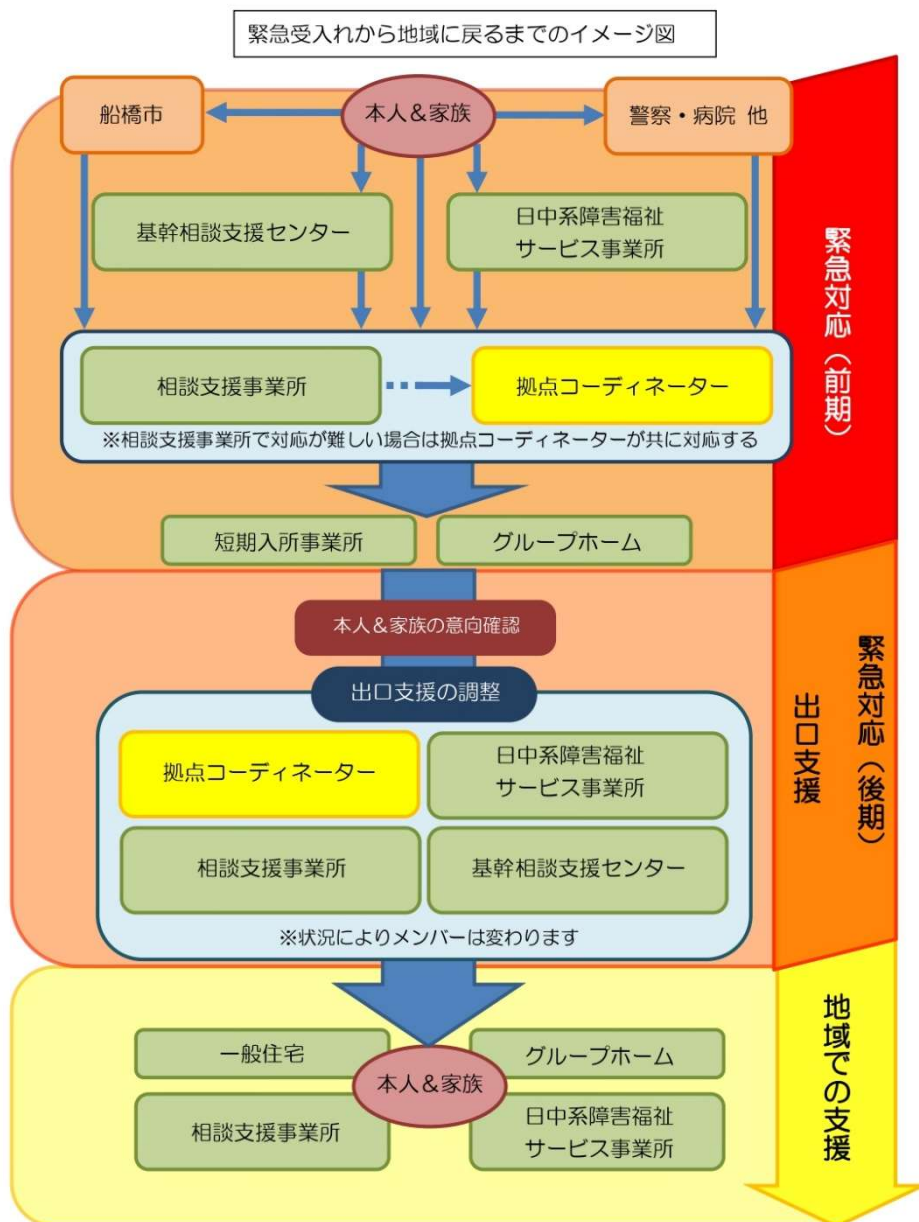


(令和7年3月31日時点)

(4) 緊急対応の実績



(5) 緊急対応時のフロー図



(6) ご協力いただきたいこと

- 障害福祉サービス等の未利用者への地域生活支援拠点事業の周知・事前登録の推進
 既に障害福祉サービス等を利用し、関係機関とのつながりがある方は、計画相談支援事業所等が中心となり、緊急時の対応を行う。
 サービス等の未利用者は、拠点コーディネーターが中心となり、緊急時の受入れ先の調整や、緊急対応後の生活のための各種サービスの利用調整を行う。
 同居家族の入院等による介護者不在や、養護者からの虐待などの緊急時には、本人の障害特性や緊急時に至った経緯、本人の希望等の情報把握を迅速に行う必要があることから、サービス等の未利用者の緊急時のスムーズな支援のための事前登録の推進が求められる。